

医療法人社団 原武会 北部病院
(介護予防)通所リハビリテーション ほくぶ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団原武会が開設する北部病院 通所リハビリテーション ほくぶ（以下「事業所」という。）において行う(介護予防)通所リハビリテーション（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護師等の看護職員、介護福祉士又は介護職員が要介護又は要支援状態の利用者に対し、適切な(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の機能の維持回復を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(名称) 北部病院 通所リハビリテーション ほくぶ
(所在地) 熊本市北区四方寄町 1281-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 (介護予防)通所リハビリテーションに従事する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 従業者

1) 医師 専任の常勤医師 1人以上

2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数がサービス提供時間を通じて3名以上確保されている。

3) 前項に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者が100又はその単数を増やすごとに1以上確保されている。

三 職種・職務内容

1) 医師

利用者の健康状態等の診断を行い、適なりハビリテーションが提供できるよう指示を行うものとする。

2) 理学療法士等

他職種と連携し、(介護予防)通所リハビリテーション利用者の心身機能、社会環境的評価、運動機能及び生活行為向上を目的とした理学・作業活動訓練計画の立案及びその実施を行う。その他の職種と共同して口腔清潔、摂食・嚥下機能の課題の把握を行い、食形態に配慮した栄養ケア、口腔機能改善計画を作成し栄養・口腔機能向上サービス等を行うものとする。

3) 介護福祉士

介護職に対して介護技術面等での指導的役割を担い、かつ他職種と連携しながら(介護予防)通所リハビリテーション利用者の状態観察、心理的問題の解決、介護方法の指導、送迎計画の立案、送迎援助及び日常介護の提供等を行うものとする。

4) 介護職及び他職員等

他職種と連携しつつ、(介護予防)通所リハビリテーション利用者の病状観察、心理的問題の解決、生活上のリハビリ、療養・介護の提供等を行うものとする。

(営業日・営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、夏季休暇及び年末年始を除く。
- 2) 営業時間 8:30~17:30 までとする。
- 3) サービス提供時間 9:20~15:30 までとする。

((介護予防)通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日20名とする。

((介護予防)通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額等)

第7条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 1) 在宅ケアプランに基づく(介護予防)通所リハビリテーション計画の立案
- 2) 必要な事項についての指導及び説明
- 3) 入浴
- 4) 食事
- 5) リハビリテーション(レクリエーション行事含む)
- 6) 送迎
- 7) 健康チェック
- 8) 生活相談援助等

第8条 (介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該居宅サービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分(1~3割)の支払を受けるものとする。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う(介護予防)通所リハビリテーションの送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。

3 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に別紙サービス内容説明書を用いて説明することとする。

4 食事の提供・オムツ代等必要となるものに係わる費用については、別紙サービス内容説明書を利用者又はその家族に説明し、同意を得たものに限りその額を徴収する。

5 事業者は、利用者が正当な理由もなく(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができるものとする。

6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)通所リハビリテーションに係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した(介護予防)通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

8 事業者は、(介護予防)通所リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文書により通知する。

9 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙サービス内容説明書にて説明し、交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、熊本市（北区・中央区・西区）、西合志市、合志市、菊陽町の区域とする。ただし、通常の実施地域以外の利用者についてはこの限りではない。

（サービスの利用に当たっての留意事項等）

第10条 留意事項及び禁止事項は以下のとおりとし、利用者に説明した後、同意を得るものとする。

一 留意事項

- 1) 所持品及び備品等には、必ず名前の記入若しくは目印をつけて、お持ち下さい。
- 2) 設備及び備品の使用については、職員に聞き、十分注意して下さい。

二 禁止事項

- 1) 施設内は禁煙です。
- 2) 金銭・貴重品等は、お持ちにならないで下さい。
- 3) 入浴等に使用されるカミソリ等の刃物類の持ち込みは、固くお断りしています。
- 4) 当施設内での宗教活動、ペットの持ち込み等は、固くお断り致します。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 1) (介護予防)通所リハビリテーションに従業する者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2) 適切な(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより(介護予防)通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4) (介護予防)通所リハビリテーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 5) 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。また、従事者であった者が、同様に、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 6) 提供した(介護予防)通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるものとする。
- 7) 利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、該当利用者の家族、該当利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 8) (介護予防)通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 9) 利用者に対する(介護予防)通所リハビリテーションに関する必要な記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 10) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団原武会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。